平成２８年（フ）第９号
長野県駒ヶ根市赤穂7077番地１
債務者　松村　康弘
１　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第１１号
長野県伊那市上の原6026番地サンライズ大原Ｂ101号
債務者　井澤ゆかり
１　決定年月日時　平成28年３月23日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県伊丹市行基町２丁目23番地１　アンビエンテ伊丹301号
債務者　ダイニング　リュウこと　桐野　絹子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
兵庫県川西市加茂１丁目11番27号
債務者　阿部安子こと　盧　　安子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１０号
松江市浜乃木６丁目33番13―306号　アンビジョンあん
債務者　勘場　勝幸
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
徳島県徳島市名東町３丁目449番地の２　市営名東３丁目21棟302号室、旧住所徳島県徳島市北沖洲２丁目８番38―102号　パレスフェアリーⅠ
債務者　西村　　寛
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
徳島県徳島市蔵本元町２丁目57番地　元町ロイヤルハイツ205、旧住所徳島県板野郡北島町中村字江口７番地３　レオパレスフローリッシュⅠ　208号
債務者　篠原　慶子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午前11時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
徳島県鳴門市撫養町立岩字原田２番地２　市営住宅31号
債務者　板東　順子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
熊本県上益城郡御船町大字御船815番地１　第３渡辺コーポ206号
債務者　宮本　洋子
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１７号
熊本市東区健軍５丁目１番７号　澤村アパート201、前住所熊本市東区湖東１丁目10番29号　原田アパート２―２
債務者　上村　直哉
１　決定年月日時　平成28年３月23日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８号
川崎市高津区新作３丁目13番６―406号　市営住宅
債務者　日達　義孝
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
川崎市中原区井田３丁目16番１号　桜の風
債務者　中尾　愛子（旧姓千田）
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
川崎市川崎区中瀬３丁目10番３号　ハイツサザンカ
債務者　鈴木千代子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
川崎市川崎区中瀬３丁目10番３号　ハイツサザンカ
債務者　鈴木　悠花
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
川崎市麻生区上麻生７丁目43番18―205号
債務者　藤本三枝子
１　決定年月日時　平成28年３月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係